

令和7年度

本多静六博士  
奨学金

奨学生  
募集

遊びたい!あきらめるな!

無利子  
卒業後  
返還

募集期間(必着)

令和7年9/1日~  
令和8年2/27日



高校3年時に埼玉県に住民登録されている人で  
大学・短期大学・専修学校専門課程に  
入学を希望している人。または、在学している人。

このほかにも成績や世帯収入基準などの出願資格があります。  
詳しくは募集案内をご覧ください。



埼玉県のマスコット  
「コロン」(さいたまっぴー)

各50人  
先着順

入学一時金 30万円

月額奨学金 3万円/月

この奨学金は、本多静六博士  
から寄贈された森林を活用して  
設立した基金を基に、学生の皆  
様の進学等に必要な費用として  
貸与しているものです。



本多静六博士  
日本初の林学博士  
埼玉県久喜市(旧葛蒲町)出身

お問い合わせ

埼玉県 農林部 森づくり課 総務・森林企画担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-4300 (直通) Mail: a4300-18@pref.saitama.lg.jp



埼玉県のマスコット  
「コロン」

本多静六奨学金

検索

# 目 次

I	はじめに	1
II	本多静六博士について	2
III	本多静六博士奨学金制度について	3
	1 出願資格	3
	2 成績の要件	4
	3 推薦の要件	4
	4 奨学金の貸与について	5
	5 返還について【重要】	5～6
IV	出願手続き	7
	1 出願方法	7
	2 出願書類	7
	3 推薦書について	8
	4 連帯保証人について	8
V	収入の要件について	9
VI	生計維持者について	10
VII	選考について	11
◎	出願から採用までの流れ	12
	よくある御質問	13

## I はじめに

この奨学金は、本多静六博士から寄贈された森林を活用して設立した基金を基に、学生の皆様の進学等に必要な費用として貸与しているものです。

給付ではなく貸与のため、奨学生だった先輩方からの返還金が次の奨学生の奨学金になりません。

皆様の御理解・御協力により、60年以上にわたり、延べ2,000人以上の方々に奨学金を貸与することができました。

この奨学金が給付ではなく貸与であることなど、この奨学金の制度について十分理解した上で御利用ください。

貸与から返還までの例 ( )のページに詳細があります。

### 【貸与】

Aさん**18歳**。4月から4年制大学へ進学したいと考え、  
入学一時金30万円と月額奨学金3万円の貸与を希望し、  
願書などの必要書類を提出。2月末に予約採用の通知が届きました。  
(7頁 出願手続き) (11頁 選考について)

Aさんは正式採用のための書類を提出すると  
入学一時金30万円が口座に振り込まれました。



Aさんは、卒業する間、毎年4月に在学証明書を提出し、(5頁 奨学金の貸与について)  
4月と10月に口座に振り込まれた月額奨学金 180,000円 (6ヶ月分) を利用しました。

### 【返還】



Aさん**22歳**。卒業が決まりました。  
最終的にAさんの口座には、4年間で入学一時金と月額奨学金の  
合計 1,740,000円が振り込まれました。  
(6頁 \*返還の例\*)

卒業と同時に就職が決まりました。  
月給の手取りは20万円でした。

Aさんは返還する年度を1年間据え置くことを希望し、借用証書を提出しました。  
(6頁 \*返還が生じた際に発生する事項)

Aさんが**24歳**の7月と12月に、  
108,750円の納入通知書兼領収書が届き、借りたお金を返し始めました。

(5頁 返還について【重要】)

毎年2回、108,750円の入金を8年間続け、

Aさんが**31歳**になる年に全額返し終わりました。  
(6頁 \*返還の例\*)

他の奨学金等との併用は可能ですが、返還時の負担を十分考慮して利用しましょう

ほんだせいりくはくし  
II 本多静六博士について

1 本多静六博士と本多静六博士奨学金について

本多静六博士は、慶応2年（1866年）7月2日、現在の久喜市（旧菖蒲町）に生まれ、日本最初の林学博士として、明治神宮の森の造営、日比谷公園、大宮公園等全国各地の都市公園の設計を手がけるなど、数多くの功績を残した本県の郷土の偉人の一人です。

県は、昭和5年に博士から寄贈された、県の西部、秩父市（旧大滝村）の中津川地域の森林を博士から提示された「寄附希望条件」により活用して、本多静六博士奨学金を設立し、昭和29年から貸与を行っています。

2 本多静六博士のおいたち

博士は、9歳のとき父を失い、貧しかったため正規の学校教育が受けられず、農業を手伝いながら勉強し、17歳になって東京山林学校（東京大学農学部の前身）に入学しました。博士は、期末試験に落第したことで自殺をはかりましたが死にきれず、思い直して必死に勉強し、ついには最優等生となりました。

この結果、人間は努力さえすれば、必ず成功すると固く信じ、一心不乱に勉強に励みました。

そして明治23年、東京帝国大学農科大学の卒業を待たずにドイツのミュンヘン大学に留学して財政学を専攻し、ドクトルの学位を得ました。やがて、明治25年帰国すると、すぐに母校の東京大学で造林学と林政学の講座を担当して、以後35年間学生の教育と研究に当たりました。その間、明治32年には、日本で最初の林学博士になりました。

博士の業績を挙げると、本多大造林学19編の編さん、熱帯林業に関する研究、造園学・庭園学等の400巻以上に及ぶ著書の刊行、保安林の創設についての尽力、造園事業等数多くあります。また、郷土埼玉のためにも力を注ぎ、埼玉県が水力・山林・石灰岩の資源に恵まれていることに注目し、発電事業、旧秩父セメント株式会社の設立等にも力をつくしました。

このように、博士は人の2倍も3倍も働き、常に努力することによって逆境を打開し、学問に、実業に成功し、数多くの実績を収めたのです。そして晩年になっても、人生学・経済学など多くの書物を著し、昭和27年（1952年）、85歳でこの世を去りました。

◎寄附希望条件

- 一 本林中の一部中津川本流に沿いたる景勝地の森林は、風致林として永く保存せられ、且つ、林道開さく其の他により該地方の開発を図られ度き事
- 二 本林御経営の上、純益の一半を積立て利殖し置き、総額100万円に到りたる上は、秀才教育の財団法人を組織せられ度き事
- 三 右財団は、年々生ずる利子の4分の1以上を元資金に加えられ度き事
- 四 該財団の元資金より年々生ずる利子の4分の3以内をもって、先ず苦学生中の秀才に補助し進んで一般教育並びに学術研究の資に供せられ度き事

◎中津川県有林

中津川県有林（秩父市）のある区域は、荒川の重要水源地帯に位置しているので、水資源のかん養や県土の保全のうえから重要な役割を果たしているばかりでなく、秩父多摩甲斐国立公園区域内に指定され、環境保護の役割も担っています。ブナ、シオジ、カエデ、モミ等の天然林が多く、奥地には原生林も残っています。

人工造林地は総面積の約39%を占め、スギ・ヒノキ・カラマツ等が植えられています。

県は、博士から寄贈された2,632haを含めた、3,010ha（東西約10km、南北約9km）を本多静六博士育英基金の基本財産として管理経営しています。

### Ⅲ 本多静六博士奨学金制度について

#### 1 出願資格

##### (1)人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

##### (2)住所が次のア・イのいずれかに該当する者

ア 高等学校又はこれに準じる教育課程在学者にあっては、出願時に県内に住民登録されている者。

イ 高等学校若しくはこれに準じる教育課程を修了した者は、最終年次に県内に住民登録されていた者。

##### (3)学校教育法で定める次のアからエのいずれかの学校(以下学種という)に入学・編入学を希望する者、又は、既に在学している者※高等学校専攻科、通信制の学校は除く。

ア 大学院

イ 大学

ウ 短期大学

エ 専修学校専門課程

(学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの)

##### (4)成績が別に定める基準を満たす者 (詳細は「2 成績の要件」(4頁)参照)

##### (5)学校長等から推薦を受けた者 (詳細は「3 推薦の要件」(4頁)参照)

##### (6)出願人の生計維持者の「貸与額算定基準額」が、「収入基準額」以下であること。

(詳細は「V 収入の要件について」(9頁～)参照)

##### (7)その他

ア 40歳未満(令和7年4月1日時点)の者

イ 過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けていない者

ウ 学校を卒業した者にあっては、卒業後5年以内の者

#### 〔留意点〕

##### ○住所について

高等学校を卒業してから埼玉県に転居してきた者は該当しません。

##### ○大学院について

貸与期間は、修士課程は2年、博士課程は3年とします。最短修業年限が、貸与期間と異なるときは申し出てください。

##### ○専修学校専門課程とは次の条件等を満たしているものをいいます。

1 授業時間 年間800時間以上

2 生徒数 教育を受けるものが常時40人以上いること

3 入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

##### ○対象外となる者について

1 奨学金の交付期間が1年未満となる者

2 入学・編入学又は在学している学校の聴講生

3 入学・編入学又は在学している学校の修学時間が夜間に限られる学校で在学期間中も一定の収入を確保することが可能であると認められる学校の者

## 2 成績の要件

5段階評価に換算して算出します。判断が難しい場合は森づくり課までお問い合わせ下さい。

### (1) 高等学校の学習成績が要件となる者

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 高等学校3年生<br>高等学校1年生～3年生の第一学期までの学習成績   |
| 2 | 高等学校を卒業した者<br>高等学校在学時（1年生～3年生）の学習成績  |
| 3 | 大学・短大・専修学校の1年次に在学している者<br>高等学校在学時（1年生～3年生）の学習成績<br>(注意) 推薦書は、出願時に在学している学校の長の推薦書を提出してください |

**全教科の平均が  
3.5以上**

### (2) 大学等の学習成績が要件となる者

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 大学・短大・専修学校の2年次以上の者<br>1年次から前年度までの学習成績   |
| 2 | 大学院の1年次の者<br>大学在学時（全ての学年）の学習成績          |
| 3 | 大学院・大学・短大・専修学校を卒業した者<br>在学時（全ての学年）の学習成績 |

**※学内で上位  
2分の1以内**

## 3 推薦の要件

学校長等の推薦者は、成績、人物、健康の3点について評価し、推薦書（様式第2号）に具体的に記入してください。

	推薦条件	留意点
成績	学習成績が優良であること	—
人物※	学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者	学修意欲のある者であること
		留年や仮進級していない又はその恐れがないこと 停学等の処分を受けていないこと 性行不良等、学校内外の規律を乱す行為を行っていないこと
健康	修学に十分耐え得ると認められる者	健康については、修学上支障がなければ応募できます。推薦者は健康診断の結果などを参考にして推薦してください。

※人物については、推薦者（又は推薦者から委任を受けた者）が必ず面談を行って評価してください。なお、面談実施日を推薦書に記載してください。

#### 4 奨学金の貸与について

	入学一時金（採用50名）	月額奨学金（採用50名）
金額	30万円以内（無利子貸与）	月額3万円以内（無利子貸与）
期間	出願から概ね2か月後以降	入学・編入学又は在学する学校、学部等の所定の修業年限 出願時に既に在学している場合は残りの修業年限
貸与方法	奨学生名義の銀行口座に振込	年2回、6か月分をまとめて奨学生名義の銀行口座に振込
振込月	出願から概ね2か月後以降	概ね4月中（4～9月分） 10月中（10～3月分）
在学中提出する書類	在学証明書	
	毎年4月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得し、提出してください。在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給を開始します。 提出されない場合は、支給を停止、又は返還手続きの開始をします。 なお、「学生証」の写しは認められません。	

入学一時金と月額奨学金は併用できます。その他の奨学金制度等との併用もできます。

#### 5 返還について【重要】

奨学金は貸与であり、貸与終了後は、返還の義務が生じます。

貸与期間の2倍の年数の期間（最長12年以内）において均等半年賦で返還していただきます。具体的な返還については、次のとおりです。

貸与種類	返還の開始時期と返還期間	返還時期
入学一時金のみ	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、2年以内に入学金一時金の全額返還をしてください。	年2回 7月末と12月末
月額奨学金	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期間で奨学金の全額返還をしてください。	
入学一時金 + 月額奨学金		

返還が生じた際に発生する事項

借用証書の提出	貸与終了時に連帯保証人と連署・押印した「奨学金借用証書」（様式第7号）を提出していただきます。 (様式については、森づくり課から送付します。)
返還方法	年2回、返還月の上旬に「納入通知書兼領収書」が送付されます。記載の納入期限までに「納入通知書兼領収書」と返還金を銀行等金融機関の窓口（ATM、ネットバンクも可能）に持参して納入してください。 なお、 <u>口座引落としの制度はありません。</u>
延滞利息	正当と認められる事由がなく返還の納入期限に遅延したときは、遅延日数に応じて年7.25%の割合で延滞利息が発生します。 延滞利息は元本納入後、別途請求します。 7.25%の延滞利息の具体例 半年賦額108,750円 納期限8月1日の場合8月6日で108円の延滞金が発生します。元金108,750円を返還しなければ、1日で約21円ずつ増えていきます。
個人情報の取得	奨学金の返還が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、奨学金借受者及び連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有、利用することがあります。

\* 返還の例 \* 特別な事情がある場合、期間の延長や返還方法の相談を随時受け付けています

貸与種類	貸与年数	貸与総額	返還年数	半年賦額	年間総返還額
入学一時金のみ	-	30万円	2年	75,000円	150,000円
月額奨学金	1年	36万円	2年	90,000円	180,000円
	2	72	4		
	3	108	6		
	4	144	8		
	5	180	10		
	6	216	12		
入学一時金 + 月額奨学金	2年	102万円	4年	127,500	255,000円
	3	138	6	115,000	230,000
	4	174	8	108,750	217,500
	5	210	10	105,000	210,000
	6	246	12	102,500	205,000



「半年賦額」欄の金額が、1回に返す金額です。なお、月額奨学金は3万円を借りた場合を想定しています。

## IV 出願手続き

### 1 出願方法

出願書類の 受付期間	令和7年9月1日（月）から令和8年2月27日（金）（必着）
出願方法	電子申請（原則） ※電子申請が困難な場合は、郵送又は持参 （郵送の場合は「簡易書留」で送付し、送達日時を確認してください）
郵送又は持 参の場合の 提出先	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 農林部 森づくり課 総務・森林企画担当（埼玉県庁本庁舎5階） 〔問合せ〕TEL 050-5471-7547（担当直通）又は048-830-4300（課直通）

### 2 出願書類

種類（名称）	様式	説明	備考
奨学生願書	様式第1号	様式はホームページからダウンロード（※）	出願人が作成
奨学生志望理由	別紙1	様式はホームページからダウンロード（※）	出願人が作成
成績証明書	—	6か月以内に交付された未開封のもの 開封されていた場合は無効 ・調査書での代用可 ・高卒認定の方は、合格成績証明書を提出 参照：2成績の要件(4頁)	学校等に作成 を依頼
推薦書	様式第2号	開封されていた場合は無効 参照：3推薦の要件(4頁)	学校等に作成 を依頼
本人及び世帯員に 関する調書	別紙2	様式はホームページからダウンロード（※）	出願人が記入
住民票の写し ※予約採用後原本提出	—	・世帯員全員の本籍及び続柄が記載されているもの ・6か月以内に発行されたもの ・マイナンバーの記載がないもの	市町村役場で 取得
（市町村民税）課税証 明書又は非課税証明書 の写し ※予約採用後原本提出	—	令和7年度（令和6年分）のもの 課税証明書の場合は、市町村民税調整控除額が 記載されているもの	市町村役場で 取得

※様式は県のホームページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashogakukinboshu2.html>)  
の「出願書類様式（ダウンロード）」からダウンロードしてください。

本多静六奨学金

検索



### 3 推薦書について

推薦者は、「Ⅲ 2 成績の要件」及び「Ⅲ 3 推薦の要件」（4頁）を参照して、記入してください。推薦者は、下表のとおりです。

出願人		推薦者
高等学校・大学院・大学 ・短大・専修学校	在学	在学している高等学校の長
	卒業	卒業した高等学校の長
その他の者		居住地の市町村長

※学校を卒業した者の出願資格は、卒業後5年以内です。



### 4 連帯保証人について

本多静六博士奨学金の貸与には、連帯保証人様1名が必要です

#### (1) 連帯保証人の要件（以下のア～カをすべて満たしている方）

- ア 貸与返還期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）
- イ 現在、出願人を保護又は扶助していない方。（出願人の父母は不可）
- ウ 出願人の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）
- エ 出願時に成年で独立の生計を営み、65歳未満の方。
- オ 以前に「本多静六博士奨学金」の貸与を受けている場合、その返還が終了した方
- カ 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方

※審査の結果、連帯保証人の変更を求めることがあります

#### (2) 必要な書類

予約採用 後の必要 書類	ア 連帯保証人の住民票 (マイナンバーが掲載されていないもの)	6か月以内に交付された本籍及び続柄が記載されているもの
	イ 連帯保証人の直近の (市町村民税) 課税証明書	所得に関する証明。非課税の方は不可
	ウ 連帯保証人の印鑑登録証明書	6か月以内に交付されたもの
	エ 誓約書 (予約採用通知と同封されて郵送されます)	連帯保証人は誓約書の内容を確認して、出願人と連帯保証人がそれぞれ記名、 <b>連帯保証人は実印</b> (上記ウで登録されている印)を押印してください。

#### (3) その他（必ず、連帯保証人になる方と一緒に確認してください）

##### ア 返還について

奨学金借受者からの奨学金の返還が確認できない場合は連帯保証人に通知し、返還が滞った場合は連帯保証人に返還を求めます。

##### イ 連帯保証人について

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

連帯して返還の責任を負うとは、奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。

連帯保証人は、正式採用から奨学金の返還終了までの間を保証していただきますので、原則として、その途中で一方的に辞退や変更をすることはできません。また、返済が滞った場合に発生する**延滞金**（**遅延損害金**）についても、奨学生本人と同等の返済の責任があります。

##### ウ 個人情報の取得について

借受者からの奨学金の返還が滞った場合、返還事務に必要な範囲で住所及び連絡先を確認するために必要な連帯保証人の個人情報を市区町村長や金融機関等から取得し、保有、利用することがあります。

## V 収入の要件について

出願人の生計維持者の「貸与額算定基準額」が、「収入基準額」以下であることが必要です。

### 1 生計維持者について

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか（1名）を生計維持者とするケースに該当しない場合があります。詳しくは、次頁「VI 生計維持者について」を参照してください。

### 2 貸与額算定基準額について

貸与額算定基準額とは、以下の計算式で算出される額です。

貸与額算定基準額(a) = (課税標準額) (a) × 6% - (市町村民税調整控除額) (b) - (多子控除) (c) - (ひとり親控除) (d)

(a)市町村民税所得割が非課税の場合は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額は0円とします。

(b)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額とします。

(c)生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1につき40,000円を控除します。

(d)ひとり親世帯に該当する場合は、40,000円を控除します。

※ 収入については、令和6年（1月～12月）の収入に基づく令和6年度住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 生計維持者が、出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し所得が大幅に減少している場合は、森づくり課までお問い合わせください。

### 3 収入基準額について

収入基準額は、381,500円とします。

## VI 生計維持者について

- 1 父母がいる場合は、原則として父母2名が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか1名を生計維持者とするケースに該当しない場合があります。

例えば、以下のケースでは、生計維持者は2名となります。

- ・出願人が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母2名
- ・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、出願人と再婚相手が同一生計の場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手2名

- 2 以下に該当等する場合は、「本人及び世帯に関する調書」の裏面「生計維持者が1人となる理由」を記入してください。

- (1) 生計維持者が父又は母のいずれか1名となる場合
- (2) 生計維持者が父母以外の親族等となる場合
- (3) 生計維持者が出願人（独立生計者）となる場合

※未成年者が奨学金に申し込むときは、親権者の同意が必要となりますが、事情により親権者の同意を得られない場合は、森づくり課までお問い合わせください。

- 3 上記2に該当する場合、必要に応じて事実関係が確認できる証明書類の提出を求める場合があります。

事実関係が確認できる証明書類（例）

事象	証明書類（例）
父母と死別	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・ 住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・ 裁判所による係属証明書 ・ 弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・ 自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・ 主治医による「診断書」
出願人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・ 本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 ・ 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	・ 公的機関による証明書
その他の事由	・ 事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

## Ⅶ 選考について

全ての必要書類が不備なく提出された順に「Ⅲ 1 出願資格」(3頁)について審査を行い、予約採用・補欠採用・不採用の別に、願書提出後概ね1か月後を目途に本人あて電子メールにより通知します。

### (1) 予約採用について

予約採用の通知が届いたら、関係書類を取りそろえ、期日までに「森づくり課総務・森林企画担当」に郵送又は持参により提出してください。(郵送の場合は「簡易書留」で送付し、送達日時を確認してください)

進学先が願書に記載した学校と異なる場合でも、「Ⅲ 1 出願資格」(3頁)に記載された学種であれば奨学金は貸与します。

#### 入学一時金のみ希望の場合

合格通知及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」とし、入学一時金を振り込みます。

#### 入学一時金・月額奨学金併用希望の場合

合格通知及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」とし、入学一時金を振り込みます。

4月以降、進学先の在学証明書及び別に通知する書類の提出を確認して、月額奨学金を振り込みます。

#### 月額奨学金のみ希望の場合

4月以降、進学先の在学証明書及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」とし、月額奨学金を振り込みます。

なお、奨学金貸与の必要がなくなった場合や、書類提出が不可能な場合などには速やかに「辞退届(別紙4)」を提出してください。

### (2) 補欠採用について

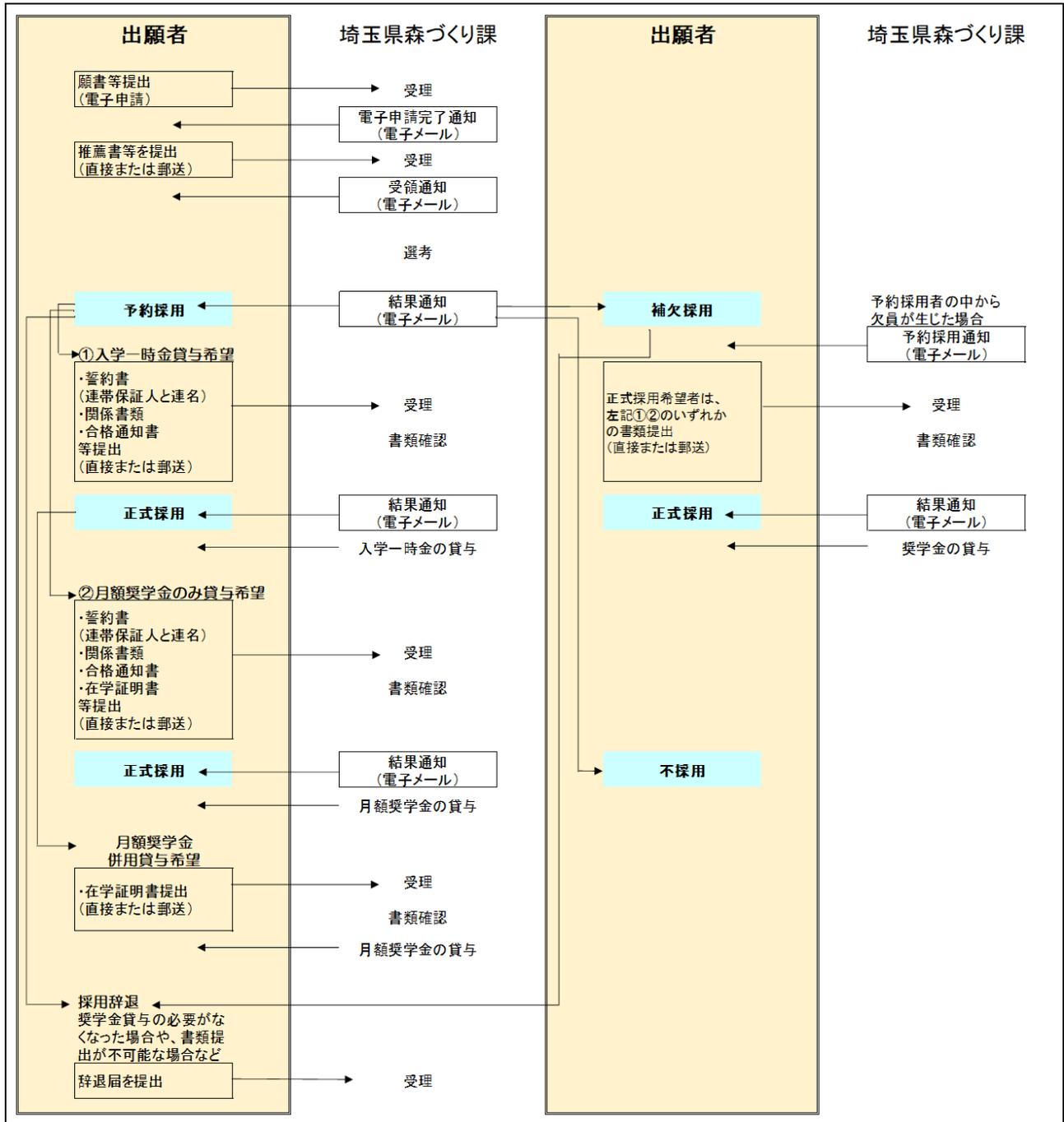
予約採用者が定員を超えた場合は、補欠採用となります。

予約採用者の中から欠員が生じた際に、予約採用となる旨通知します。

なお、予約採用者数・補欠採用者数の状況については埼玉県HPにて随時お知らせします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashogakukinboshu2.html>

◎出願から採用までの流れ



## 【よくある御質問】

Q1：生計維持者とはなんですか

A1：出願人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。生計維持者は、民法上の扶養義務や税制上の扶養控除対象者、その他の教育・福祉関連の制度における生計維持者の考え方と必ずしも一致しません。

詳しくは、10頁の「**VI** 生計維持者について」や本多静六博士奨学金のホームページの「生計維持者についてQ&A」を参照してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/119068/seikeijishaga.pdf>

Q2：11月に推薦入試で大学合格となりました。大学から合格後すぐに入学金を振り込むよう連絡があります。すぐに入学一時金の貸与を受けたいのですが。

A2：入学一時は、予約採用後に必要書類をご提出いただき、正式採用になった場合、正式採用通知から2週間程度かかります。余裕を持ったスケジュールで出願していただきますようお願いいたします。

Q3：連帯保証人となれる親族がいません。

A3：連帯保証人は、奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負うことが可能な方で、「**IV 4 (1)** 連帯保証人の要件」を満たす方であれば親族以外でも可能です。



本多静六博士奨学金HP  
(出願は郵送または持参で受け付けをしています)